

「軽油」の販売・運搬に関する注意点

1. 「軽油」販売について

- (1) 「軽油」は「灯油用18Lポリ容器」での販売はできません。

2. 「軽油」容器ポリ容器について

- ・現在のところ「軽油」用として性能試験をクリアしたポリ容器はありません。

3. 「軽油」の販売方法（運搬含む）について

- ・「ガソリン」用携行缶を「軽油」の容器として使用することは可能です。

ただし、必ず容器に「軽油」と表示してください。 表示方法は任意です。

4. 積載方法について

- (1) 容器が変形破損していないか、キャップが完全にしまっているか。
- (2) 容器には、満タンに入れなくて十分な**空間容積（内容積の98%以下）**を有してください。
- (3) 容器は車両に固定し、転落、落下、転倒し破損しないようにしてください。

5. 運搬方法について

- (1) 走行に関しては、急発進や急ブレーキ等を極力避けて、安全に走行してください。
- (2) 積み替え等は、安全な場所を選んでください。
- (3) 火災時の初期対応として消火器（自動車用）の設置をお願いします。

<ご照会先>

福島県石油商業組合 電話024-546-6252

又は、地元の消防本部へ問い合せてください。